



**究めたい!**  
研究の現場から

## 学べば楽しいからのパラダイムシフト —実践法教育研究会の活動から

「模擬交渉を中心とする実践的法教育の研究」研究会主任・大阪大学教授 野村 美明

### はじめに

実践法教育研究会では、年齢や専門分野の異なる幅広い法曹、企業人および研究者の参加を得て、「模擬交渉を中心とする実践的法教育の研究」(2009年4月1日～2013年03月31日)を進めている。今回はこの研究の発想の源となった大学対抗交渉コンペティションの最近の動きと、研究会の最新の議論の要点を紹介したい。

### 1 大学対抗交渉コンペティション—日本の若者は元気である

大学対抗交渉コンペティション(正式名称は「インターラッジ・ネゴシエーション・コンペティション」、以下では「交渉コンペ」という。)は、世界に通用するネゴシエーターを育てるために、日本で交渉と仲裁を学ぶ学生に他流試合の場を提供することを目的とする。学部生、院生(法学以外の学生も参加している)が各大学でチームを作り、日本語の部と英語の部に分かれて2日間にわたり国際的なビジネスを題材とした模擬仲裁と模擬交渉を行う(交渉コンペのウェブサイトには秘密情報以外のすべての問題や参考資料がアップされている。<http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/inc/index.html>)。

第10回大会は2011年12月3日(土)と4日(日)に上智大学で計19大学から約265名の学生が参加して開催され、大成功をおさめた。海外からは常連のシドニー大学・オーストラリア国立大学のほか、上海交通大学が初めて参加した。海外の大学は必ず日本語チームを出すことになっている。

交渉コンペの特長は、①幅広い法曹や企業関係者の熱意あふれる協力と②学生の強い自主性が③大学教員の努力とうまくマッチしていることである。たとえば、100名以上の大会審査員のうち約3割が弁護士であり、外国弁護士が2割弱のほか、裁判官や大勢の企業人の協力も得ている。学生は、大学での授業のほかに、他大学と自主的な練習試合を行ったり、運営委員会主催のリーダーズキャンプに参加する一方で、過去の参加者がOB・OG会を組織して、出身大学以外の指導にあたったり、若手の審査員として協力している。

審査員のコメントで毎年必ず聞かれるのは、交渉コンペを審査して日本の若者から元気をもらつた、未来は明

るいと感じたというものである。また、参加学生からは、交渉や議論のスキルだけではなく、コミュニケーション力、チームワーク、責任感やリーダーシップを学んだという感想が聞かれる(これらのコメントについては、毎年法学教室3月号に掲載される森下哲朗教授による紹介記事を参照されたい。また、同教授の「教育の場としての交渉コンペティション」法社会学75号(2011年10月)は、交渉コンペの教育的意義と内容を詳しく紹介している。)。

「模擬交渉を中心とする実践的法教育の研究」は、交渉コンペのような交渉や議論を学生が自発的に熱心に学ぶことができる仕組みが、自律的な社会の担い手である責任ある市民の養成のための法教育に利用できるのではないかという発想に基づいている。

### 2 実践法教育研究会の最近の議論

法教育とは、法律専門家ではない一般の市民が、法や司法制度およびこれらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育だといわれる。ここからは、法教育の核心は、知識の獲得ではなく、市民が正確な情報に基づき社会を維持し進化させる学習実践にあるといえる。そこで実践法教育研究会では、交渉を中心とした実践的法教育の理論と方法を研究することによって、自由で公正な社会の担い手となる交渉や議論ができる責任ある自律型市民を養成することを目標に掲げている(実践法教育研究会のウェブサイト、<http://www2.osipp.osaka-u.ac.jp/~nomura/project/hokyoiku/index.html> 参照)。

研究会の最近の議論は、つきの3つの要点にまとめられる。

#### (1) 正義はどう教えればよいか

交渉教育によって経済社会の秩序や自由の価値についての実践的な訓練ができる。しかし、法や司法制度の根幹にあるべき正義の観念についてはどう教育するか(この論点についてはJLF NEWS vol.48「交渉で正義は教えられるか—実践法教育研究会における議論より」、[http://www.jlf.or.jp/jlfnews/vol48\\_4.shtml](http://www.jlf.or.jp/jlfnews/vol48_4.shtml) 参照)。

われわれは、異なる意見を闘わせ、集約していく政治プロセスを実践的に身につけるためには、議論とディ

次ページへ

ベートの訓練が有効であると考える。しかし、議論やディベートが好まれない日本の社会でこれらを教育に取り入れるためにには様々な困難が予想される。研究会では、合意や決定に至るための交渉教育と並んで、議論やディベートに対する理解を深め、いかにして効果的に教育するかを課題にしている。両当事者対立型の仲裁を交渉と連続して学ぶことができる交渉コンペは、この意味でも議論と交渉の実験の場として貴重だといえる（交渉コンペの分析に基づく研究成果として、新田克己、三浦隆志「コンピュータを用いた仲裁と交渉の分析」がある。<http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/inc/comp5th/report.PDF>）

## （2）実践的法教育の6ポイント

われわれは、従来の研究の成果として「実演交渉DVD 交渉は楽しい！ 解説テキスト」（商事法務2011年）を公刊した（「模擬交渉を利用した法教育の研究—映像教材の開発に向けて」JLF NEWS vol.49参照。）そのなかでは、模擬交渉を利用した実践的法教育がめざす6つの学習ポイントを提案している。①自治機能、②自治の制限、③公正さ（正義）、④市民力アップ、⑤民主主義の修練および⑥国際の平和と安全の維持である。

第1に、交渉は、生活やビジネスのために契約を締結したり、会社や自治会などの団体を設立したり、そのような団体の中でものごとを決定するときに用いられる。したがって、模擬交渉によって、自律的な秩序形成を効果的に学ぶことができる。

第2に、自由な交渉は公の秩序や善良の風俗に反する場合には許されない（民法90条、消費者契約法参照）。また、公共工事の談合のように、参加業者がワインディングになって得をする交渉でも、当事者以外に悪影響を及ぼす交渉は禁止される（刑法96条の3参照）。われわれは、模擬交渉によって、交渉の限界を学ぶことができる。

第3に、交渉で相手をだましたり脅かしたり重要な事実をつけないと、合意自体が認められなくなる場合がある（民法96条、消費者契約法4～6条）。われわれは、模擬交渉によって、交渉過程に関する公正さや正義を学ぶことができる。

第4に、自由で平等な市民からなる社会をスムーズに運営していくためには、市民の側に相当の力量が必要となる。模擬交渉によって、批判的思考力（クリティカルシンキング）やコミュニケーション力、協働する力、注意して観察する力、相手に影響を与える力などの「市民力」を養成することができる。

第5に、日本国憲法12条が掲げる「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」という理想は、対話や討論のプロセスの繰り返しから生まれる。模擬交渉の練習プロセスは、学校、地域や政治における効果的な対話や討論や熟議など、「民主主義の修練」に貢献する。

第6に、国際連合憲章が掲げる国際の平和と安全の維持と憲法が掲げる平和主義と国際主義は、第4の市民力を備え、第5の修練によって鍛えられた優れた交渉力によって現実のものとなる。模擬交渉によって、「交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決」など「当事者が選ぶ平和的手段による解決」の訓練が可能となり、国際の平和と安全の維持をいかに達成すべきかを体得することができる。

## （3）「学べば楽しい」からのパラダイムシフト

研究会では、交渉コンペのような協働的な学習の場に参加したり、模擬交渉によって「交渉は楽しい」と感じたりする学生や市民は、相当意識が高い層に属するのではないかという問題提起がされた。広範な市民層を巻きこむためには、学習の敷居をもっと低くして、自然に学べる方法を工夫する必要があるのではないか。すなわち、「学べば楽しい」から「気がつくとやっていた」仕組みを工夫すべきだというのである。

現実世界には交渉や議論の場があふれているので、身近にあるものをうまく使うことが肝心である。たとえば、読んだり試したりしたくなる本、映画、ゲームを題材に、ウェブサイトを導入の場として使えないだろうか。

## おわりに

以上の議論をふまえて、研究会は次の3つの課題に取り組んでいきたい。

第1に、異なる意見を闘わせ集約していく政治プロセスを実践的に身につけるために、議論とディベートの訓練のための信頼できるテキストを編集するかまたは執筆する。第2に、実践的法教育がめざす6つの学習ポイントをさらに整理して、最終的には「ハーバード流交渉術」のような利用しやすいガイドラインにまとめる。第3に、交渉や議論を学びやすくするために、敷居の低い題材と場を工夫する。

2012年の研究会の計画では、すでに、第3の方法を検討するために、ウェブ上で「交渉の場」を創る実験およびゲームで学ぶ交渉学に関する報告が予定されている。